

大和新庄藩の陣屋と桑山氏の改易に伴うその跡地利用

土 平 博*

A *Jin-ya* of the *Yamato-Shinjo* clan and transformation of land use affected by extinction of the *Kuwayama* family

Hiroshi TSUCHIHIRA

要 旨

本報告は、桑山氏によって築かれた陣屋ならびに陣屋町の形態をみたうえで、桑山氏改易後の史料を検討しながら、永井氏の新庄について検討し、新庄陣屋と「町」の形態について明らかにしていくことが目的である。桑山氏新庄藩の陣屋および侍屋敷の配置を絵図、地籍図、空中写真等を用いて地図上で復原する作業を行い、同氏改易後の陣屋および侍屋敷の扱いについて、史料分析を通じて考察した。桑山氏は陣屋・侍屋敷・町屋敷を計画的に配置して一体化させた陣屋町をプランとして考えていたことが理解できる。しかし、桑山氏改易後に入封した永井氏は、新庄に陣屋を構えておらず、それに付帯していた侍屋敷も取り壊されていたと考えられる。その跡地は農地へと転換された。その結果、桑山氏による計画的な町屋敷のみが残り、周辺地域の在郷の町として存続していったことが明らかとなった。

キーワード 陣屋 陣屋町 大和新庄藩 土地利用 都市形態

I はじめに

大和新庄藩（以下、新庄藩とする）は、慶長6（1601）年に桑山一晴が大和国葛上・葛下2郡内を領有して成立した外様小藩であった。その知行高は1万6,000石であったが、一尹が藩主の時、一族へ分与したことによって知行高は1万1,000石となった。その後、桑山氏は、天和2（1682）年5月に行われた將軍家綱の法会に際して勅使に対する不敬があったとされ、改易に処せられた。

丹後国宮津では、延宝8（1680）年6月に宮津藩主であった永井尚長が殺害され、永井氏は除封となったが、同年8月、尚長の弟尚円が大和国葛上・忍海・葛下3郡内に1万石が与えられることによって家名の存続が認められた。

この2藩の動向を整理してみると、永井尚円が大和国内の知行を認められた年は延宝8年とされているが、新庄にはまだ桑山一尹が在封していたことになる。そうするとこの2年の重複期間をどのようにとらえればよいのであろうか。

2018年9月12日受理 *文学部地理学科教授

天和3(1683)年以降の『武鑑』によると、永井氏の知行地は「大和国新庄」である。文久3(1863)年になって同国櫛羅村に陣屋を置くことになり、櫛羅藩と称することとなったが、それ以前の永井氏の知行地は新庄であった。このことからこれまでの通説では、桑山氏改易後、永井氏は櫛羅村に陣屋を移転するまで新庄に陣屋を置いていたとされてきた。ところが、2年間の不可解な重複期間と後述する藩領からみた新庄を中心とする村々の領主を整理してみると、天和3年から文久3年までの期間、永井氏の「大和国新庄」、つまり永井氏新庄藩の実態には不明な点がつきまとい、通説を素直に受けとめがたい。

桑山氏新庄藩の拠点となる陣屋、侍屋敷については、「新庄城図」¹⁾(年代不明)ならびに「新庄陣屋絵図」²⁾(年代不明)が残されているので、その敷地の範囲を確認することができる。しかし、永井氏新庄藩の陣屋および侍屋敷に関する絵図は現状では見当たらず、その実態を明らかにすることはできていない。享保期以降の地方文書において「松本役所」の名がみられるので、永井氏は櫛羅村に陣屋を置く前には松本村に陣屋を置いて地方の政務をおこなっていたのではないかともいわれている。享保期の状況をふまえると、永井氏が桑山氏の新庄を引き継いで松本役所(陣屋)を領内の拠点とした期間が存在したのであろうか。また、桑山氏改易後、新庄陣屋ならびに侍屋敷はそのまま存続したのであろうか。

本報告では、桑山氏によって築かれた陣屋ならびに陣屋町の形態をみたくうえて、桑山氏改易後の史料を検討しながら、永井氏の新庄について検討し、新庄陣屋と「町」の形態について明らかにしていくことが目的である。その具体的な方法としては、桑山氏新庄藩の陣屋および侍屋敷を絵図、地籍図、空中写真等を用いて地図上で復原する作業を行い、同氏改易後の陣屋および侍屋敷の扱いについて、検地帳による分析を通じて考察してみたい。

II 桑山氏新庄藩と永井氏新庄藩の知行地

先に問題点として指摘したことを整理するために、新庄藩桑山氏初代一晴が幕府から宛てられた知行地と桑山氏改易後入封した永井氏新庄藩に宛がわれた知行地を比較するために藩領図を示した(図1)。

桑山氏の藩領は大和国葛下郡内において高田村を中心とする村々と新庄村を中心とする村々、そして葛上郡内においてこれらよりも南部にある村々に分散していた。一方、永井氏の藩領は、葛上・忍海・葛下3郡内といえども忍海部と葛上郡の郡界付近に集中している。桑山氏と永井氏の知行地は一致しておらず、その領域に違いがみられる。

とくに、注視すべきことは、陣屋町があった新庄村は、桑山氏改易後、幕府直轄領となり、永井氏の知行地にならなかった点である。永井氏は、知行地でもない新庄村に残されていた陣屋ならびに侍屋敷をそのまま受け継いで用いていたとは考え難い。

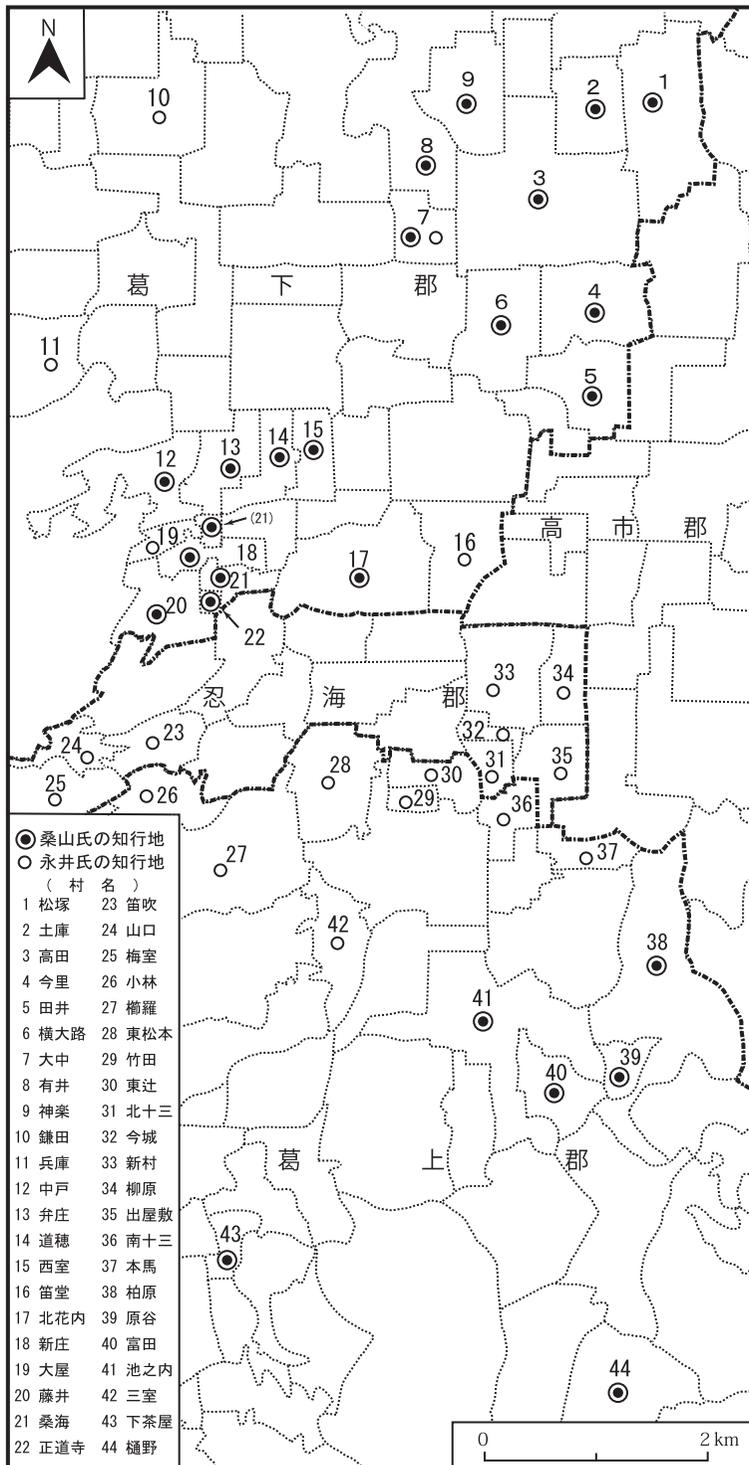


図1 大和新庄藩領

注) 桑山氏領は天和期、永井氏領は貞享期を示す。
永井氏領は図枠外におよぶため、全域を示していない。

Ⅲ 桑山氏新庄藩の陣屋と侍屋敷ならびに陣屋町の形態

(1) 陣屋・侍屋敷地区

「陣屋」は、建物や関連施設の空間的範囲の観点から、①城持ち以外の領主が政務の場合および居住の場として構築した建物（館）をさす場合、②これらを含む関連施設を包括した空間的な範囲を示す場合、③さらに、政務に従事する者（たとえば家臣団）の居住空間を含む範囲をさす場合がみられる。

桑山氏は前掲のように1万6,000石（のちに1万1,000石）の大名で、石高別に大名を整理すると、城持ちでない小大名にあたる。①～③についてみると、陣屋とは別に侍屋敷地区が形成されていたことから判断すると藩主の居住空間としての「陣屋」、つまり②に該当するとみなしたい。新庄藩の拠点を整理すると、藩主の建物など諸関連施設がならぶ陣屋地、侍屋敷群が並ぶ侍屋敷地区、そして町屋敷地区の3地区によって構成されたひとつの小都市であった。

明治期の地形図（図2）によって新庄付近を確認すると、桑山氏によって整備された町屋敷地区、旧陣屋町はほぼそのままの形態をとどめていることがわかる。また、絵図等によって確認できる陣屋・侍屋敷地区は畑地を示している。

地籍図によって新庄村の地割をみると（図3）、新庄村の村域が特異であることがわかる。現在の葛城市大字新庄、旧新庄村の範囲の村域は南北に対して東西に長いが、東西方向の中央付近は大きく括れており、むしろ東の範囲と西の範囲を接合したかのようにもみえる。

西側の範囲には桑山氏の陣屋と侍屋敷地区、そして慶雲寺の境内、わずかな耕地があった。一方、東側の範囲は町屋敷地区の範囲と完全一致し、この範囲には耕地はみられない。まるで、両地区を繋いだかのようなみえ、この範囲のみを周辺村から切り出したかのような村域をなしている。これは、桑山氏がこの地に陣屋ならびに侍屋敷地区、さらには町屋敷地区を計画的に配置する際に意図的に村域を設定したかのように理解することもできる。

田中³⁾が指摘するように、桑山氏入封以前の新庄という村が、西側の領域にあり、陣屋と侍屋敷地区の整備に伴って退去させられた可能性は高い。この期の新庄村の範囲について、ここでは言及を避けることとしても、屋敷地整備前の旧村落の存在やその敷地をめぐる土地の接収または借り上げの形跡を示す根拠のひとつとなろう。

(2) 町屋敷地区

桑山氏が町屋敷地区を整備するにあたっては『新庄村由来書』の記述によってその計画がよくわかる。「道徳村・桑海村領のうちにて、今の新庄村を三筋に町割被仰付、村野杵太夫彼岸の中日に東西南北を分ツ」とする記述が、現地の残されている町割と一致する。町屋敷地区内は、東西に3本の道路、直交するように南北に4本の道路が一定の間隔でみられ、町割と屋敷地割がなされている。このように区画された1つの街区は東西方向に長辺、南北方向に短辺をもつ。

屋敷地の配列は東西方向の道路に対して間口が向かい合って並んでいる。向かい合った屋敷地群によって1つの丁目の単位が形成されている。したがって、北端と南端にならぶ屋敷地の裏は

路地とみえる道路があるにすぎない。以上から、丁目数は9つの丁目に分割されている。東西が長辺、南北が短辺の街区に相俟って町割も同様に割り出されている。

これらの街区の東端には南北に長辺・東西に短辺をもつ区画が割り出されている。これは主要街道であった高野街道を町屋敷地区内に通すことを意識したことで区割りされた街区のようにみえ、丁目は別名がつけられている。

東西の3本の道路のうち、南側の道路は侍屋敷地区の大手に位置する部分に繋がり、北側の道路は搦手に位置する部分に接続する。東西方向の道路の一番南側の道路に沿って、西から「本町一丁目、同二丁目、同三丁目」と続いているので、この道路が町屋敷地区の主たる道路と位置付けられていた可能性は高く、この道路の西延長部に大手があたることを関係付けていくと、そのことが裏付けられる。

以上から、町屋敷地区は陣屋・侍屋敷地区との接続を考慮しながら配置が決められていたと考えられる。なお、陣屋の敷地は葛城山麓にある東西方向の舌状地形の先端があてられており、周辺の侍屋敷地とともに北側と南側には葛城山地から流れ出る柿本川と高田川（支流）の2本の河川によって囲まれている。陣屋の敷地は古墳の墳丘を利用しており、周辺との高低差をもたせたようである。それは、この部分に防御機能をもたせていたことが理解できる⁴⁾。

計画にあたっては、陣屋とその周辺の侍屋敷地区の配置、それに伴って接続するように町屋敷地の配置と区画がきめられ、この一帯化した範囲を新庄村として周辺村から切り出したと考えられる⁵⁾。

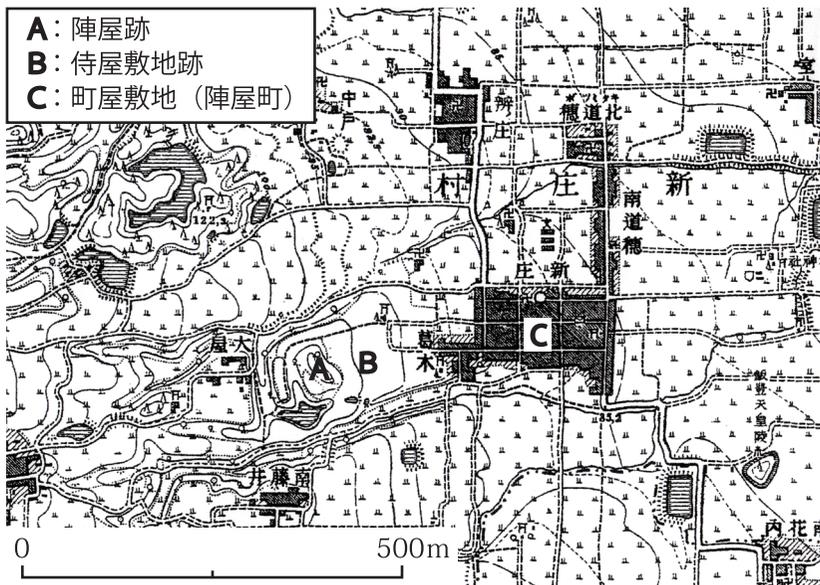


図2 明治期の地形図にみる新庄とその周辺

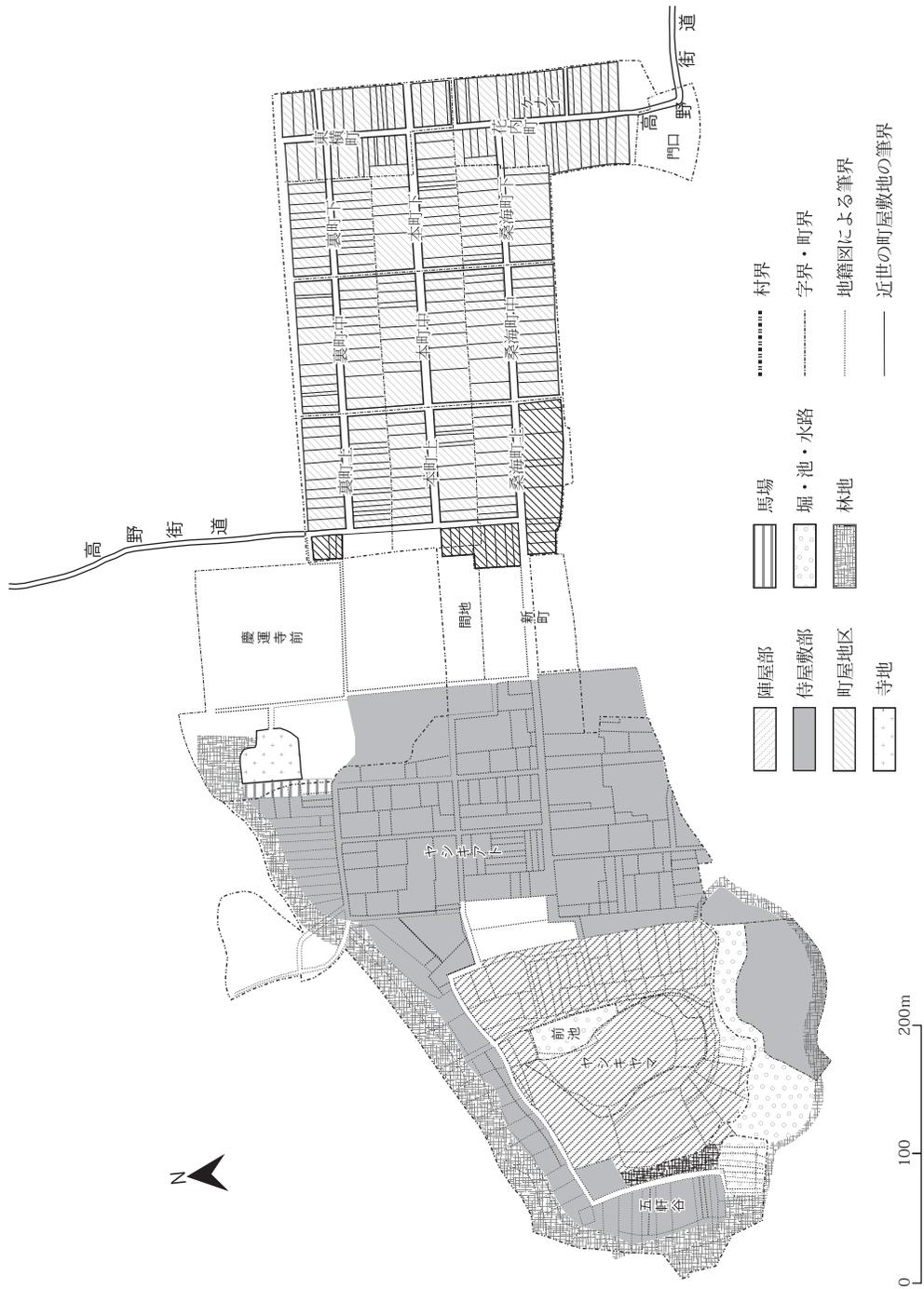


図3 新庄陣屋町復原図

Ⅳ 陣屋と侍屋敷地区の跡地転用

貞享2（1685）年の「新庄村検地帳」は、桑山氏改易後に実施された検地の成果である。この史料に記載される耕地は76筆（畑地75筆、田地1筆）で、その合計面積は5町8反7畝12歩である（表1）。1筆ごとに小字名が記載され、なかには「上屋敷」や「磯野屋敷」のような旧屋敷名を彷彿させる名称もみられる。

これらの耕地のうち18筆には所有者の記載がみられ、「池上」「池上池床」「まち」のような小字名が記される。他58筆の耕地には所有者の記載がない。なお、18筆の所有者は彦六、次郎兵衛、善六、庄左衛門、源介の5名の個人と慶雲寺である。18筆の土地は村方が耕地として所有していた土地であり、この18筆分を除く58筆が桑山氏の陣屋ならびに侍屋敷地区として村方から接収または借り上げていた土地と考えられる。村方といえども、その住人は前述の町内にいたのであろう。

小字「まち」1筆を除く新庄村北端の小字「池上」および「池上池床」に比定できる畑地17筆は桑山氏の陣屋および侍屋敷地区の範囲ではなく、耕地であった可能性は高い。そうすると、58筆分の耕地はかつての陣屋地や侍屋敷地区に相当するものと考えられる。天和2年から貞享2年までの3年間に建物が取り壊されて、その跡地は耕地に転用されていったとみてよい。

天保14（1843）年の「新庄村高反別小前帳」には、耕地1筆ごとに「屋敷跡」の注記がある。この注記から、これらの耕地が桑山氏の陣屋および侍屋敷地区の跡地に相当すると考えられる。この史料によると、耕地は合計148筆であり、その内訳をみると田地1筆以外はすべて畑地である（表1）。合計面積は7町3反15歩で、貞享期と比べると1町4反3畝3歩の差がみられる。ちなみに嘉永6（1853）年12月の「畑反高書上帳」によると、新庄村の反別は7町3反6畝22歩とある。この面積と「新庄村高反別小前帳」に記載される面積との差は6畝7歩で大差はない。

少し年代を遡って違う角度からみてみたい。宝永7（1710）年5月の「和州葛下郡新庄村御林検地帳」は林地部の検地成果であり、新庄村の当時の林地部に注目してみたい。その合計面積は1町4畝11歩とある。この史料から新庄村内にこの林地の場所を特定することはできない。しかし、絵図や現在の空中写真を用いて推測してみると、陣屋を取り巻く林地の存在がわかる。推測の域を出ないか、これらの範囲の一部が畑地として切り開かれて耕地となったのではないであろうか。そのように考えると、現在にみられる林地は当時の林地の一部が残された状態なのかもしれない。

「新庄村高反別小前帳」の記述に話題をもどすと、同史料ではこの部分も屋敷地跡とみなして「屋敷跡」と注記をつけたのではなかろうか。貞享2年の面積にこの面積を加えると、6町9反1畝23歩となり、天保14年の面積にかなり近い数値となる。

これらを整理してみたい。桑山氏改易後、陣屋の敷地および侍屋敷地にあった建物群は取り壊されて農地になったために、地目変更が行われた。その後、陣屋の敷地や侍屋敷地ならびに一部の農地に付帯した林地部分が把握され、それらもやがて農地へと転用された。

表1 陣屋および侍屋敷地区の屋敷跡地転用

1筆あたりの 面積 (反)		貞享2 (1685) 年		天保14 (1843) 年	
		畑地	田地	畑地	田地
以上	未満	筆	筆	筆	筆
4.0		0	0	1	0
3.5	4.0	0	0	0	0
3.0	3.5	0	0	1	0
2.5	3.0	0	0	0	0
2.0	2.5	0	0	0	0
1.5	2.0	6	0	2	0
1.0	1.5	17	0	9	0

0.9	1.0	4	0	2	0
0.8	0.9	5	0	9	0
0.6	0.7	8	0	11	0
0.5	0.7	10	1	15	1
0.4	0.6	1	0	12	0
0.3	0.5	4	0	9	0
0.2	0.4	4	0	30	0
0.1	0.3	3	0	25	0
	0.2	10	0	21	0
	0.1	3	0	0	0
合計	筆数	75	1	147	1
	面積	5町8反7畝12歩		7町3反15歩	

V おわりに

以上、桑山氏が新庄に築いた陣屋および侍屋敷地区、陣屋町の形態についてふれながら、桑山氏改易後、新庄に入封した永井氏の藩領の問題や陣屋の存在について検討してきた。

まず、桑山氏は、西流する北側の柿本川と南側の高田川（支流）に挟まれた範囲を陣屋の敷地と決め、現在屋敷山古墳の位置に藩主の居館を中心とした陣屋を構築し、その周囲に隣接するように家臣団の集住する場として侍屋敷地区を整備した。その東部には小規模ながら直交する道路を軸にしながら計画的な町割と屋敷地割を行っていた。また、主要道路である高野街道を引き込むようにしていることからみても、限られた条件のなかで最適の地を求めて配置した結果のあらわれといえよう。

そのことは町のブロックを東西方向に長くすることになっている。陣屋や侍屋敷地区からみると陣屋町である町屋敷地区がタテ型ブロックの様相を呈しているようにみえる⁶⁾。しかし、高野街道を町屋敷地区内に引き入れたため、町屋敷地区の東端はヨコ型ブロックの様相を呈している。

このようなことをみると、桑山氏による在地へのこだわりと領域の中心地となる都市計画のこ

だわりを理解することができる。新庄のように陣屋町の計画がこのように明瞭である事例は多いとはいえず、豊臣系大名の城下町プランを模した形態になっていることも、今後の陣屋町形態を検討していくなかで注意深くとらえておきたい。同時に城下町に近い計画性をもったプランが陣屋町に適用されていることからみると、「陣屋町」と称する都市形態の特異性についてその意義は薄くなる。他例の成果とも比較検討しながらとらえなおすべきであろう。新庄の場合、桑山氏は「町」とせず、あくまでも「村」と位置づけているが、村のなかに町を計画的に配置しただけにとどまらず、その範囲をひとつの村として位置づけていることに特異性がみられる。

また、桑山氏改易後、陣屋地と侍屋敷地区の検討から、その存在を認めることは難しいことがわかった。永井氏は定府大名であったことから新庄村以外の場所に新規に陣屋・侍屋敷とともに陣屋町を計画する考えはなかったと考えられる。したがって、不要となった陣屋地と侍屋敷地区の建物群はすべて取り払われ、耕地への転用が進められた。残されたのは陣屋町の部分だけで、それが在郷町として存続していった。このように武家に関わる土地が耕地へ転用された事例は、その経緯こそ違うものの大和国では織田氏の松山地区がある。

【付記】 本稿は、1999年度人文地理学会大会（於：奈良大学）で口頭発表したことをふまえている。その後、科学研究補助金基盤研究C（平成25年度から28年度）において、他地域の陣屋と比較しながら新庄陣屋を対象として継続的な検討を進めてきた。葛城市博物館の田中慶治氏にはご教示いただいた点も多い。また、当時同館で新庄陣屋に関して詳細な検討をされた稲垣翔氏にも田中氏と同様にご教示いただいた。謝意を表したい。

注・引用文献

- 1) 慶雲寺蔵。
- 2) 和田好昭氏蔵。
- 3) 田中慶治（2013）：『中世後期畿内近国の権力構造』、清文堂、324-342。
- 4) 田中慶治（2005）：『新庄陣屋・陣屋町の成立と展開』（葛城市歴史博物館『大和の城と城下』図録）、葛城市歴史博物館
- 5) 稲垣翔は条里地割と地形の関係から空間構造を考察している。稲垣翔（2009）：『新庄陣屋・陣屋町の空間構造－条里地割および地形との関連から－』（葛城市歴史博物館『第10回特別展特別展大和に三城あり－絵図から探る城と新庄陣屋－』（図録）、葛城市歴史博物館、24-28。
- 6) ①矢守一彦（1970）：『都市プランの研究－変容系列と空間構成－』大明堂 307-317。②矢守一彦（1988）『城下町のかたち』筑摩書房、33-47。

参考文献

新庄町史編集委員会（1984）：『新庄町史』、新庄町。

